

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の運用上の留意事項

第1 本則関係

1 趣旨（第1条関係）

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則（平成12年岐阜県規則第75号。以下「規則」という。）は、県内のゴルフ場の環境管理に関して、周辺地域における豊かで快適な環境の保全及び創出並びに災害の発生を防止することを目的としている。

2 定義（第2条関係）

- (1) 「ゴルフ場を経営している者」には、ゴルフ場事業者から委託を受けてゴルフ場を管理運営している者を含む。
- (2) 「経営しようとしている者」とは、ゴルフ場の造成工事が着手されたときの当該工事の発注者及び現に、ゴルフ場開発に関する事前協議又は法令による手続等を開始している者をいう。

3 環境管理基準等（第3条関係）

事業者はゴルフ場の設置・管理を行うに当たり、周辺地域を含め公害及び災害の発生を防止することは当然であるが、相当範囲に及ぶ土地を使用することに伴う社会的な責任を考慮すれば、より豊かで快適な環境の形成にも貢献することが求められること。さらに、ゴルフ場の施設が一般の利用にも供されること等により、ゴルフ場が地域社会に対し貢献するよう配慮されることが望ましいことから、県が事業者を指導する基準として、知事が望ましいと認める基準は次表のとおりである。

環境管理基準表

区 分	内 容
1 農薬の適正使用等に関する基準	<ol style="list-style-type: none">1 使用する農薬は、農薬取締法第3条第1項又は同法第34条第1項の登録を受けたもののうちから、その特性、防除しようとする病害虫の種類及び発生状況等に応じ、当該病害虫以外の動植物への影響が最も少ないと認められるものを選択すること。2 農薬を使用するに当たっては、同法第16条の規定により当該農薬に表示された適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他事項を遵守すること。3 使用する農薬（次に掲げるものを除く。）の総量は、ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱の施行の日（平成2年7月10日）前における芝地での使用量の2分の1以下を目標としてその低減をすること。<ol style="list-style-type: none">イ BT剤ロ マシン油剤ハ 除虫菊剤（除虫菊を調整したものに限る。）ニ 法第2条第2項の規定により農薬とみなされる天敵ホ フェロモン剤へ 無機硫黄剤ト 全硫化態硫黄剤チ 無機銅剤（塩基性塩化銅、塩基性硫酸銅、無水硫酸銅、水酸化第二銅、銅アンモニウム錯塩又は硫酸銅五水塩をいう。）

	<p>リ こうじ菌産生物剤 ヌ しいたけ菌糸体抽出物剤 ル 炭酸カルシウム剤 フ カゼイン剤（展着剤） ワ その他天然系の農薬</p> <p>4 散布により農薬を使用する場合は、気象、地形等の環境条件を十分考慮し、ゴルフ場の利用者及び従業員並びに周辺の住人並びに防除しようとする病害虫以外の動植物に被害を及ぼさないようにすること。</p> <p>5 農薬は、施錠することができる保管庫その他農薬の盗難、飛散、流出等を防止するための施設においてこれを保管すること。</p> <p>6 農薬使用管理責任者（農薬の安全かつ適正な使用及び保管に関する事務を総括する者をいう。）を置くこと。</p> <p>7 農薬の適正使用等に関し、農薬使用管理責任者その他の従業員の資質の向上に努めること。</p>
2 排出水の監視に関する基準	<p>1 排出水中の農薬濃度は、排出口等において、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和二年三月二十七日付け環水大土発第二〇〇三二七一号環境省水・大気環境局長通知）」に定める水濁指針値及び水産指針値を超えないこと。</p> <p>2 排水口等における排出水中の農薬濃度を年2回以上検査し、排出水の状況を把握すること。</p> <p>3 排水の色、濁り等について常に監視を行うとともに、排出路に魚を放飼し、その生息状況を常に把握すること。</p> <p>4 浄化槽その他の排水処理施設を適正に維持管理すること。</p>
3 飲料水の監視に関する基準	<p>ゴルフ場内で使用される飲料水（水道事業により供給される水以外のものに限る。）は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する基準に適合するものであるとともに、農薬濃度については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）」に定める目標値の数値以下のものであること。</p>
4 災害の防止に関する基準	<p>1 調整池、沈砂池、排水路その他の防災施設について、定期及び随時に点検を行い、その機能を保持するために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 法面、擁壁その他の施設の状況について、定期及び随時に点検を行い、災害の防止を図るために必要な措置を講ずること。</p> <p>3 森林を適切に管理するとともに、病害、倒木等が生じたときは速やかに必要な措置を講ずること。</p>
5 その他の事項に関する基準	<p>1 事故その他の緊急の事態が発生した時におけるゴルフ場所在市町村長その他の関係者への連絡体制及び当該事態への対応体制を整備すること。</p> <p>2 従業員に対し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境の適正な保全のために必要な知識の提供及び啓発並びに適切な指導を行うこと。</p> <p>3 当該ゴルフ場に関し次に掲げる行為のいずれかに該当する行為をする場合は、ゴルフ場及びその周辺地域の環境の適正な保全の方法に関し、あらかじめ知事に協議すること。</p> <p>イ 樹林地を含む土地の区画形質の変更を伴う行為</p> <p>ロ 3千平方メートル以上の土地の区画形質の変更を伴う行為</p> <p>ハ イ又はロに掲げるもののほか、調整池、沈砂池等の改造その他環境の保全又は災害の防止に支障を来すおそれが大きいものと認められる土地の区画形質の変更を伴う行為</p>

また、ゴルフ場内において行うべき森林の維持管理、貴重な山野草等の保護育成、食餌となる樹木の植栽等による野生鳥獣、昆虫、魚類の生息環境づくり等については、事業者において、事業地

に適した方法を研究し、適宜実施すること。なお、野鳥等の生息環境づくりについては、次の例示を参考にすること。

(例示)	
①	野鳥の生息環境づくり (付図-1) ・鳥の食餌となる主要林木等 (付表-1)
②	昆虫の生息環境づくり (付図-2) ・チョウ類幼虫の食餌植物 (木本) (付表-2) ・チョウ類幼虫の食餌植物 (草本) (付表-3) ・昆虫類の蜜源植物 (保存、植栽が望まれるもの) (付表-4) ・チョウ類成虫の訪花植物 (付表-5)
③	魚類の生息環境づくり (付図-3)

4 環境管理協定 (第4条関係)

環境管理協定は、最も適切と思われる時点で締結すべきものであり、その内容は、地域の特性に十分配慮したものであることが必要である。

ゴルフ場の事業者を変更しようとする場合には、変更前の事業者が締結した環境管理協定は、変更後の事業者においても同様の内容において、締結するよう努める。

5 環境管理状況等の記録 (第5条関係)

(1) 記録及び報告書の様式は、次表のとおりである。

農薬の適正使用	農薬使用状況記録簿 (別記第1号様式) 農薬使用計画報告書 (別記第2号様式、別記第3号様式) 農薬使用状況報告書 (別記第4号様式、別記第5号様式) 農薬使用量報告書 (別記第6号様式)
排水水等の監視	排水水管理点検表 (別記第7号様式) 排水水農薬検査結果記録簿 (報告書) (別記第8号様式)
飲料水等の監視	飲料水農薬検査結果記録簿 (報告書) (別記第9号様式)
災害の防止	調整池等の維持管理記録簿 (報告書) (別記第10号様式) 法面等の維持管理記録簿 (報告書) (別記第11号様式) 森林の維持管理記録簿 (報告書) (別記第12号様式)

(2) ゴルフ場所在市町村長は、原則としてゴルフ場の事務所が所在する市町村とし、環境管理状況等の概要を記載した書面の提出先について、明確にしたものである。

6 事故発生時の措置 (第6条関係)

(1) 規則別表の2排水水の監視に関する基準の1及び別表の3飲料水の監視に関する基準に合しない場合は、本条にいう事故又は事故が発生するおそれがあると認められるときに含まれるものである。

(2) 知事 (県事務所の所管区域にあっては県事務局長。以下同じ。) への報告は、事故報告書 (別記第13号様式) による。

7 勧告等（第7条関係）

事業者が改善すべき事項の助言又は勧告をしたときは、その改善状況を文書により報告を求めるものとする。

8 公表（第8条関係）

事業者が勧告に従わないときの公表は、岐阜県公報に掲載して行う。

9 知事の総合調整等（第9条関係）

この規則に定める権限は、県事務所長等に委任したが、必要があると認める場合は、知事にも留保されている。これは、必要に応じて県全体の立場から総合的に調査、判断をする場合である。

この場合においても必要に応じ、ゴルフ場環境管理指導連絡会議の意見を聴くものとしている。

第2 別表関係

1 農薬の適正使用（別表の1の1関係）

(1) 「当該病害虫以外の動植物への影響が最も少ないと認められるもの」とは、以下のいずれにも該当しない農薬をいう。

- ① 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）第2条第1項に定める「毒物」及び毒劇法第2条第2項に定める「劇物」
- ② 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第26条第1項に基づき指定された水質汚濁性農薬
- ③ 使用上の注意事項に「水産動植物に強い影響を及ぼす」又は「水産動植物に強い影響を及ぼす恐れがある」旨の表示がされている農薬

(2) 農薬の使用量（別表の1の3関係）

- ① 「芝地での使用量」とは、ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱の施行の日前（平成元年）における県下のゴルフ場における農薬の平均使用量18ホール（芝面積4.3ha）に換算して1,529kgのことをいう。
- ② 使用する農薬の総量が、目標である芝地での使用量の2分の1を達成している場合には、更に3分の1、4分の1へと段階的な減少を図るよう努めること。
- ③ 農薬の種類及びその使用量については、病害虫及び雑草の発生生態及び動向を十分に把握し、発生状況に応じた効率的防除に努めること。

(3) 農薬の保管管理（別表の1の5関係）

農薬の保管管理は次のとおり行うこと。

- ① 盗難紛失のおそれのない施設で、必ず施錠すること。
- ② 農薬が飛散したり、地下にしみ込んだり、流れ出るおそれのないよう措置を講じること。
- ③ 「毒物」又は「劇物」に指定された農薬の保管場所については、毒劇法に基づく表示をすること。
- ④ 農薬の購入量及び使用量等を記録し、在庫状況を常に把握すること。

(4) 農薬使用管理責任者の設置又は変更（別表の1の6関係）

農薬使用管理責任者を設置又は変更したときは、農薬使用管理責任者設置（変更）報告書（別記第14号様式）により、知事に報告すること。

2 排水水の監視（別表の2の1関係）

(1) 排出水中の農薬濃度の指針値（別表の2の1関係）

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び生活環境動植物の防止に係る指導指針（令和二年三月二十七日付け環水大土発第二〇〇三二七一号環境省水・大気環境局長通知）」（以下「指針」という。）に定める水濁指針値及び水産指針値は以下のとおりである。

① 水濁指針値

別紙1に掲げるとおりである。なお、別紙1に記載のない農薬であっても、農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年環境省告示第60号において定められているものに限る。）が設定されているものについては、その値を10倍した値を指針値とする。

② 水産指針値

農薬取締法第4条第1項第8号に基づく水産動植物被害に係る農薬登録基準（平成18年環境省告示第143号において定められているものに限る。）が設定されている農薬については、その値を10倍した値を水産指針値とする。

(2) 排出水中の農薬濃度の検査（別表の2の2関係）

排出水中の農薬濃度の検査は、次のとおり実施すること。

- ① 検査の時期は、農薬使用量が多い時期を年2回以上選び、降雨後数日以内に検査を行うこと。
- ② 検査の回数は、できるだけ多くすることが望ましいこと。
- ③ 検査の地点は、ゴルフ場の排水の実態がおおむね把握できる排水口又は調整池とすること。
- ④ 検査する農薬（成分）は、検査直近に使用した農薬のうち水濁指針値又は水産指針値が設定されている農薬とすること。
なお、殺虫剤、殺菌剤及び除草剤ごとに使用量の最も多いものがこれらの農薬の中になければ、その農薬を追加すること。
- ⑤ 検査の方法は、指針に定めがある農薬については、指針に定める方法とし、その他の農薬については、これに準ずる方法とすること。

(3) 排水、魚の生息状況の監視（別表の2の3関係）

排水、魚の生息状況の監視は、次のとおり実施すること。

- ① 監視場所は、ゴルフ場の排水口直近の調整池等とすること。
- ② 監視項目は、排水の色、濁り及び魚の生息状況等外観で判断できる項目とすること。
- ③ 監視は、原則として、毎日実施するものとすること。

3 飲料水の監視（別表の3関係）

(1) 水質基準等は別紙2のとおりであること。

(2) 飲料水中の農薬濃度の検査は、次のとおり実施すること。

- ① 検査の時期は、農薬使用量が多い時期を年2回以上選び、降雨後数日以内に検査を行うこと。
- ② 検査の回数は、できるだけ多くすることが望ましいこと。
- ③ 検査の地点は、クラブハウス等ゴルフ場内を代表する給水栓とすること。
- ④ 検査する農薬（成分）は、検査時期直近に使用した農薬で、水質基準等に定めた農薬のうち殺虫剤、殺菌剤及び除草剤ごとに使用量の最も多いものとすること。

4 災害の防止（別表の4の1、2関係）

- (1) 調整池、沈砂池等の機能を常に良好な状態で維持するため、定期及び随時（特に出水期前）に点検を行い、点検結果を記録し、その記録を保存すること。
- (2) 堤体の安定及び調整池の機能を保持するため、放水口及び余水吐の障害物の除去、堤体及び附帯施設の必要な補修等維持管理を十分に行うこと。
- (3) 調整池等の諸元、その他これに類する調整池等の維持管理上参考となるべき設計図書を備えておくこと。

5 事業者の変更届（別表の5の1関係）

ゴルフ場の経営をしている者が、事業者を変更しようとする場合には、事前に事業者変更届（別記第15号様式）により、ゴルフ場所在市町村長を経由して知事へ報告すること。

6 ゴルフ場のコース等の改造（別表の5の3関係）

コース改変に関し必要な指導基準及び事務手続等は、別に定める「ゴルフ場のコース改変協議の事務処理について（通知）」（平成27年3月27日付け都政第539号都市政策課長通知）による。